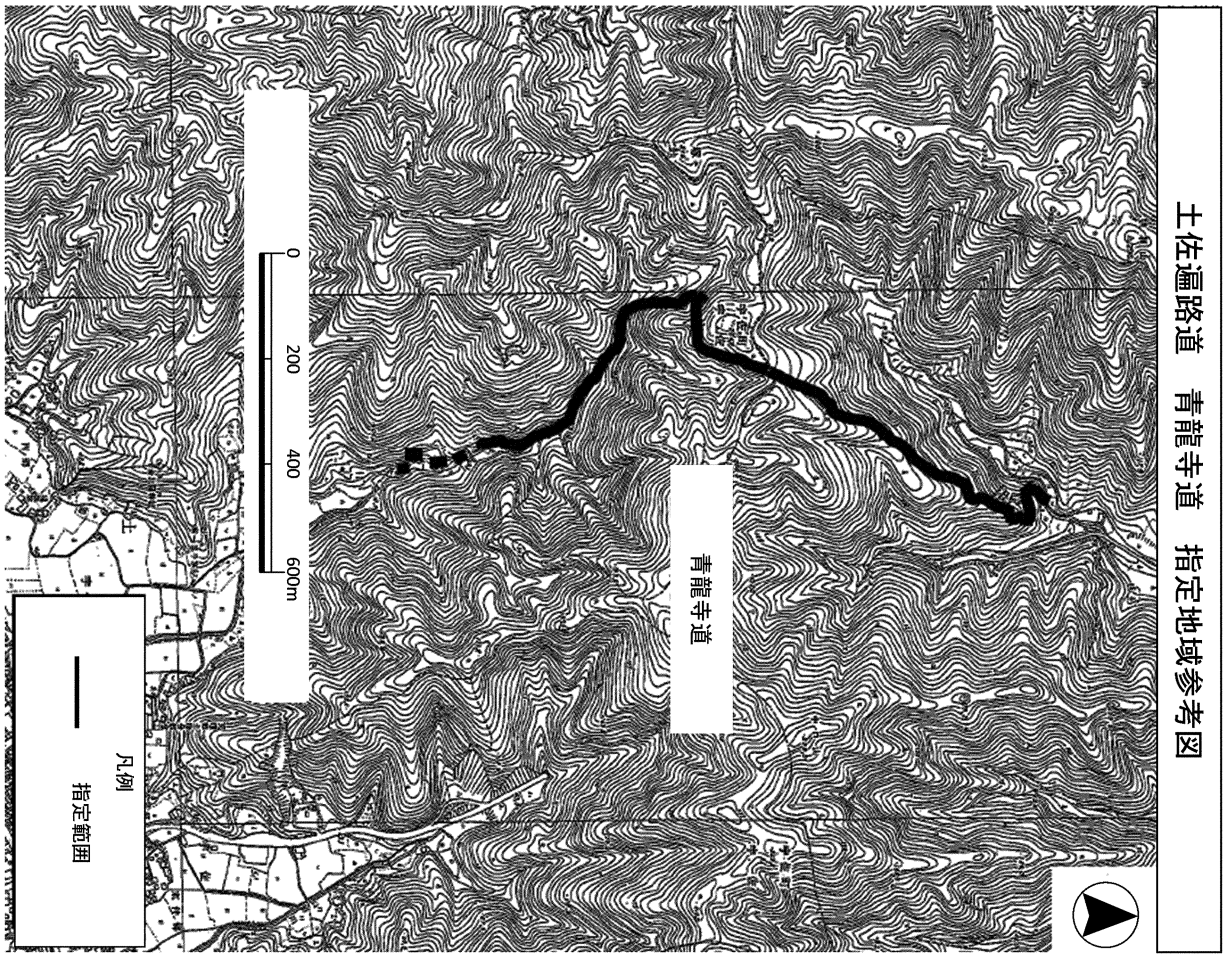


○文部科学省告示第百四十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を名勝に指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年十月三日

文部科学大臣　松野　博一

名称	所在地	地域
米子瀑布群	長野県須坂市	別図の通り。 備考　別図は省略し長野県教育委員会及び須坂市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。（参考図参照）
旧沼津御用邸苑地	静岡県沼津市下香貫字島郷 同　善太夫字桃郷林	二八〇二番一のうち実測八二〇二三・九〇平方メートル 一一七番一 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を静岡県教育委員会及び沼津市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。